

Title	『経典釈文』における「為」字の両音併記
Author(s)	杉山, 一也
Citation	中国研究集刊. 1993, 12, p. 88-99
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61029">https://doi.org/10.18910/61029</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 『經典釈文』における「為」字の両音併記

杉山一也

はじめに

陸徳明（六世紀く七世紀）（注1）の『經典釈文』（注2）は、後に十三經と称される經書類（ただし『孟子』を除く）や『老子』『莊子』の本文及び注文に対して、（主として反切を用いて）字音や、字義や、字の異同等を注釈した書物である。

その注解の特徴は、発音・声調によつて字義が異なる場合、その字がどういふ発音・声調であるかを示すことにある。それは同時に、その字がどういふ意味であるかを示すことにもなる。そのような、発音・声調によつて字義が異なる字を、「異読字」や「破音字」「多音字」などと言う。これは、当該書物を読む際に注意すべき字音を記したものであるから、「如字（字

の如し）」とだけ記すことは少ない。一般的字音は注意する必要がないからである。ただし、「如字」音で読むべき箇所が、「如字」音なのか「破音」なのか判断しにくい場合には、少数例ながら「如字」と記すことがある。

そこで、『經典釈文』における陸徳明の判断を考えてみると、彼は『經典釈文』巻第一「序録」（注3）において次のように述べている。

文字の音訓、古今同じからず。前儒の音を作すや、多く注に依らず、注者も自ら讀む（のみにし）て、亦た未だ兼ねて通ぜず。今の（私の）撰する所、微や斟酌を加う。若し典籍の常用にして、理に會い時に合えば、便即ち遵承し、之を首めに標す。其の音互いに用うるに堪え、義並びに行う

べきとき、或いは字 多音を存し、衆家 讀みを別にするとき、苟しくも取る所有らば、畢く書して、各おの氏姓を題し、以て相い甄識せざる靡し。義 經に乖れば、亦た悉くは記さず。其の「或音」「一音」とは、蓋し淺近に出でて、聞見を示し傳うるのみなれば、覽る者 其の衷を察せよ。

「疏證」此れ經注相い承け、音を作す者 須らく互いに相い依隱（依拠）すべくんば、乃ち益有りと爲すを明らかにす。又一字にして多音有れば、則ち首めに勝義を標し、次いで衆家を列す。其の「或音」「一音」は、則ち聊か異聞を博めんとするものにして、典要と爲さず。

このような立場を念頭に置きつつ、分類すると、以下の三つのレベルが存在する。

(一)「如字」音であるか、破音であるかが、明らかかな場合には、わざわざ一字一字の音を記すことはない。つまり、何も問題がないと判断した箇所には注釈をしない。

(二)「如字」音であるか、破音であるか、注意を要する場合には、その音を記して、判断を下す。ただ

し、注意を要するのは圧倒的に破音であるため、「如字」とだけ注釈することは非常に少ない。

(三)「如字」音であるか、破音であるか、判断が難しい場合には、妥当であると思われる方を先に記し、「又……」「或音……」「一音……」という形で他方の音も併記する。

本稿は、『經典釈文』に見えるこうした破音についての諸問題のうち、「爲」字に限定して考察を加えた。なお『經典釈文』の破音については、黄坤堯『經典釈文動詞異読新探』（注4）という専著があるが、両読がともに動詞である場合を特に扱っているため、虚詞異読に分類されている「爲」字については、詳細な各論をしていない。ただし、この書物からは裨益されるが多かった。

さて、まずこの「爲」字の両読について、あらかじめ念のために述べておく。

『広韻』（注5）では以下のように言う。

「爲」、『爾雅』曰く「作、造、爲也」と……

蘧支の切。又王僞の切。（上平聲、第五、支韻）

「爲」、助なり。于僞の切。又允危の切。（去聲、

## 第五、眞韻)

すなわち、『広韻』に拠れば、「爲」字には「蓮支切（又は王僞切）」の平声と「于僞切（又は允危切）」の去声との二音がある。平声の「爲」は「作、造」の意味であり、去声の「爲」は「助」の意味である。

また、北宋の賈昌朝（九九七—一〇六五）の『臺經音辨』（注6）は次のように言う。

「爲」は「造す」なり。委支の切。造すときし衛うところ有るを「爲」と曰う。于僞の切。

去声（于僞切）の「造すときし衛うところ有る」とは、「何かをする時に、他者のためにする」という意だと考えられる。やはり、平声は「作」の意味であり、去声は「助」の意味である。

さらに、この問題について周祖謨「四声別義釈例」は、前述の『広韻』を引用した後、次のように言っている（注7）。

案するに「作爲」と「助爲」と、義 相因ると雖も、而して廣狹の異 有り。故に相い傳うるに 分かちて兩讀と作す。

すなわち、平声の「爲」と去声の「爲」とは、字義に関

連性はあるが、広義と狭義との違いがあるので読み分けていたという説である。ただし、前引の黄坤堯『經典釈文動詞異読新探』（六十二頁）に拠れば、周祖謨のこの論考は初出の『輔仁学誌』第十二卷第一・二期（一九四五年）所収の際には、「過」「更」「爲」三字を論じていたが、『漢語音韻論文集』（一九五七年）及び『問学集』（一九六六年）に収める際に、この三字を削ったと言う。なお『輔仁学誌』は未見である。

さて、『經典釈文』では、平声を「如字」と記し、去声を「于僞反」と記している。この表記は、平声の「爲」が一般の発音であり、去声の「爲」がいわゆる「破音」であることを示している。なお漢文訓読では、周知のように、平声の「爲」を「なす」「つくる」等に読み、去声の「爲」を「ために」と読むのが一般的である。

## 『經典釈文』における「爲」字音義の併記

本稿では、「爲」字について、特に前述のレベル(三)の、陸徳明が音義を併記している箇所を問題とする。

なぜなら、陸徳明が字音を一つに限定せずに判断をな  
ぜ保留したのか、その理由を考察してみたいと考える  
からである（注8）。

『經典釈文』中で「爲」字の音義が併記されている  
例は、六十一例ある（注9）。以下、陸徳明がどの様  
な場合に音義を併記しているかを、四類に大別して分  
析していく。四類とは、（一）構文に関わる場合、（二）  
語彙に関わる場合、（三）「爲」が「僞」の仮借の場合、  
（四）その他、である。なお用例は、紙幅の制約上、す  
べてを挙げてはいない。

（一）構文に関わる場合

A 「爲」+「人を表す」名詞+「動詞」または「名詞」

1 『毛詩』召南、殷其雷（一之四、一七、表、八右）  
（注10）

振振君子、歸哉歸哉。

「傳」「振振」、信厚也。「箋」大夫信厚之君子、  
爲君使、功未成。歸哉歸哉、勸以爲臣之義、未得

歸也。

「疏」振振然信厚之君子、今爲君出使、功未成、  
可得歸哉。勸以臣下之義、未得歸也。

「釋文」「爲君」于僞反。或如字。

箋の「爲君使」の部分は、介詞句「爲君」（介詞「爲」  
+ 介詞賓語「君」）が動詞「使」を修飾している状態  
（連用修飾語）であるとして解釈すれば、「君の爲に使  
いす」と読むことが出来る。また、「君」が名詞「使」  
を修飾する定語（連体修飾語）とし、「爲君使」全体  
を動賓句として解釈すれば、「君の使いと爲る」と読  
むことも出来る。なお孔穎達の「疏」では、「今君  
の爲に出でて使いし」と「爲」を去声で読んでいる。  
同様の例は他にもある。

2 『儀禮』覲禮（二六下、一〇、裏、一〇右）

「注」「爲人使」

3 『禮記』曾子問（一九、一九、裏、六）

「經」「爲君使」

4 『禮記』雜記上（四一、一三、表、二）

「經」「爲君使」

5 『左傳』昭公二十年（四九、一一、裏、八）

「傳」「爲信〔君使也〕」(注11)

ともに、1とほぼ同様の構文である。ただし、2の例は「如字」音が首音(両音を併記する際の最初の音)となつている。

また、へ「動詞」または「名詞」の部分が「使」字以外の場合もある。以下がその例である。

6 『禮記』仲尼燕居(五〇、一八、表、一〇左)

「注」「爲衆〔倡始〕」

7 『論語』学而(一、三、表、三)

「經」「爲人〔謀〕」

以上の例から考えてみると、へ「動詞」または「名詞」の部分が動詞にも名詞にもなる語の場合に、文意から両様の読解が可能であり、両音が併記されていることが分かる。

B 「爲」+「之」+「動詞」または「名詞」

Aの構文の「(人を表す)名詞」が「之」字になっているのが、この例である。

8 『周易』蒙、上九(一、三四、裏、三右)

上九、擊蒙。不利爲寇、利禦寇(注12)。

「注」處蒙之終、以剛居上、能擊去童蒙、以發其昧者也。故曰、擊蒙也。童蒙願發而已、能擊去之、合上下之願、故莫不順也。爲之扞禦(注13)、則物咸附之。若欲取之、則物咸叛矣。故不利爲寇、利禦寇也。

「疏」若因物之來、即欲取之、而爲寇害、物皆叛矣。故不利爲寇也。若物從外來、爲之扞禦、則物咸附之、故利用禦寇也。

『釋文』「爲之」于僞反。又如字。

注の「爲之扞禦」の部分は、「之が爲に扞禦す」と読み、介詞句「爲之」(介詞「爲」+介詞賓語「之」)が、動詞「扞禦」を修飾する状語(連用修飾語)であると考えることが出来る。また「之が扞禦を爲す」と読み、「之扞禦」(代詞「之」+名詞「扞禦」)を動詞「爲」の賓語とする動賓構造であると考えられることも出来る。指示代詞「之」は、具体的には「童蒙」を指し示すと考えられるので、この例文8は前述(一)Aの構文のうち「(人を表す)名詞」の部分が「之」字になっている例である。孔穎達の「疏」では、該当部

分をどの様に読んでいるのか判断できない。以下は同様の例である。

9 『周禮』秋官、掌訝（三八、二六、表、一〇右）

〔注〕「爲之〔前驅〕」

10 『儀禮』聘禮（二四、一、表、三）

〔經〕「爲之具」

11 『左傳』昭公二十九年（五三、二、表、一〇）

〔傳〕「〔公〕將爲〔之楨〕」

12 『論語』先進（一一、六、表、二）

〔經〕「爲之〔聚斂〕」

C 「爲」+「名詞」または「動詞」

また、「爲」字の直後にあるへ「名詞」または「動詞」へに係る場合もある。例えば次の例である。

13 『毛詩』小雅 節南山（一二之一、八、表、三右）

駕彼四牡、四牡項領。

〔傳〕「項」、大也。〔箋〕「四牡」者、人君所乘

駕。今但養大其領、不肯爲用。喻大臣自恣、王不

能使也。

〔疏〕言「不肯爲用」者、以馬當用之、今養而不駕、是爲自恣也。

『釋文』「爲用」于僞反。又如字。

「不肯爲用」の部分は、「爲」字を介詞賓語「人君」が省略された介詞と解釈して、「（人君の）爲に用いらるるを肯ぜず」と読むことができる。また、「爲用」を動賓句として解釈し、「用を爲すを肯ぜず」と読むこともできる。次も同様の例である。

14 『毛詩』大雅 大明（一六之二、八、裏、一〇左）

殷商之旅、其會如林。矢于牧野、維予侯興。

〔傳〕「旅」、衆也。「如林」、言衆而不爲用也。

〔疏〕「如林」、言其衆多、而不爲用也。

『釋文』「不爲」于僞反。亦如字。

「伝」の「不爲用」は、「（紂の）爲に用いられず」とも読むことができるし、「用を爲さず」と読むこともできる。この例文14については、「疏」で「不爲用」と敷衍していることから窺えるように、平声で読む場合には、「爲」を被動の副詞として解釈し「用いられず」と読むのが妥当かもしれない。

15 『左傳』文公十四年（一九下、一七、表、九）

〔傳〕「〔以〕爲請」

16 『左傳』成公十四年（二七、一八、裏、一）

〔傳〕「又以爲〔請〕」

17 『左傳』襄公二十六年（三七、七、裏、七）

〔傳〕「以爲請」

18 『左傳』成公二年（二五、二二、表、四）

〔傳〕「〔其〕自爲〔謀也〕」

19 『禮記』檀弓上（六、九、表、一〇左）

〔注〕「亦爲〔隱焉〕」

20 『禮記』曲禮上（二、二六、表、二右）

〔注〕「不爲〔容也〕」

これら例文15く20は、「爲」字を動詞として「くを爲す」と読むか、介詞賓語が省略された形の介詞「爲」とみなして「（くの）爲にくす」と読むか、両者の可能性がある。

#### D 「爲」＋「名詞」

また、「爲」字の直後に名詞または名詞句だけがある場合もある。

21 『穀梁傳』宣公四年傳（一二、六、表、三）  
乘義而爲利也。

『釋文』「而爲」如字。又于僞反。

「爲利」の部分は、「利を爲す」と読むこともできるし、「利の爲にす」と読むこともできる。以下の例も同様である。

22 『左傳』昭公十三年（四六、一三、表、八）

〔傳〕「爲此役也」

23 『毛詩』小雅 南山有臺（一〇之一、三、裏、三）

〔序〕「能爲〔邦家〕」

#### E 「爲」＋「動詞」

さらに、「爲」字の直後に動詞または動詞句だけがある場合もある。

24 『禮記』玉藻（二九、一三、表、六）

登席、不由前。爲躡席。

〔注〕升必由下也。

〔疏〕庾云、失節而踐、爲躡席。應從於下升。若



由前升、是躡席也。

『釋文』「爲」于僞反。又如字。

例文24の「爲躡席」の部分は、動詞句「躡席」が後ろにあり、「爲」を去声として解釈すれば、「席を躡むが爲なり」と読むこともできる。また「爲」を平声として解釈し、「席を躡むことを爲せばなり」と読むこともできる。いずれで読んでも、意味は変わらない。次の例も同様である。

25 『穀梁傳』僖公二十五年傳（九、七、裏、七右）

其不稱名姓、以其在祖之位、尊之。

「注」『春秋』辭同事異者、甚多。隱去「即位」

以見讓。莊去「即位」爲繼弒。

『釋文』「爲繼」于僞反。又如字。

例文25注の「爲繼〔弒〕」は、直前の「以見讓（以て讓を見せばなり）」の部分と連文であるから、「弒を繼ぐが爲なり」とも読めるし、「弒を繼ぐを爲せばなり」とも読める。いずれにしる、理由を表す部分であるから意味は変わらない。

(二) 語彙に関わる場合

(一) は文の構文から考えた分類であるが、その他に語彙に関わる場合として分類すべきものもある。例えば、次のような例である。

A 「曷爲」の場合

26 『禮記』中庸（五三、一一、裏、三左）

仲尼祖述堯舜、憲章文武。

「注」『春秋傳』曰、君子曷爲『春秋』、撥亂

世反諸正、莫近諸『春秋』。

『釋文』「曷爲」于僞反。又如字。

27 『公羊傳』隱公元年傳（一、一二、裏、二）

曷爲或言會、或言及、或言暨。

『釋文』「曷爲」如字。或于僞反。後皆同此。

例文26は、構文としては（一）E「爲」＋「動詞」の構文であるが、「曷爲」という語彙に関係があるので、ここで論ずることとする。注の「曷爲〔爲春秋〕」で、鄭玄が引用している『春秋伝』とは、『公羊伝』哀公十四年伝である。哀公十四年のこの部分について『釈

文』では音義を記していないが、例文27の『公羊伝』隠公元年『釈文』が「後皆此に同じ」と言っていることから考えると、哀公十四年の「曷爲」も「如字。或于僞反。」であるべきであろう。ところが、その『公羊伝』を引用している鄭注の部分だけ「于僞反」が首音になっているのは、むしろ例外と考えるべきである。例文26や27の「曷爲」は、疑問副詞「曷爲れぞ」としてしか解釈できないことから考えると、問題は「曷爲」という熟語の場合に「爲」字をどう読むかということにあると思われる。

## B 「相爲」の場合

「相爲」という語彙についての音義も、ひとつの語彙の中での「爲」字の字音の問題として考える必要がある。例えば、次のような例である。

28 『左傳』僖公十九年傳（一四、二二、表、九）

司馬子魚曰、古者六畜、不相爲用。

〔注〕六畜不相爲用、謂若祭馬先、不用馬。

『釋文』「爲用」于僞反。下「爲人」同〔注14〕。

又如字。注放此。

伝の「不相爲用」の部分は、「爲」字を去声として、「用を相い爲にせず」と読めば、「互いに代わりに用いない（取り替えができない）」となる。あるいは、「爲」字を平声として、「用を相い爲さず」と解釈しても、やはり同じ意味になる。以下の例も同様である。

29 『左傳』昭公十一年（四五、二二、裏、七）

〔傳〕「〔五牲不〕相爲〔用〕」

30 『穀梁傳』僖公五年（七、一五、表、四）

〔傳〕「〔非〕相爲〔賜也〕」

31 『莊子』大宗師（一一九）

〔本文〕「相爲〔於无〕相爲」（注15）

（三）「爲」が「僞」の仮借の場合

「爲」が「僞」の仮借字と考えるべき例もある。例えば次の例である。

32 『毛詩』唐風 采芣（六之二、一三、裏、五）

人之爲言、苟亦無信。舍旃舍旃、苟亦無然。

〔傳〕「苟」、誠也。〔箋〕「苟」、且也。爲言、謂

爲人爲善言、以稱薦之、欲使見進用也。

〔疏〕人之詐僞之言、有妄相稱薦欲令君進用之者。君誠亦勿得信之。若有言人罪過、令君舍之、舍之者誠亦無得答然。君但能如此、不受僞言、則人之僞言者、復何所得焉。既無所得、自然讒止也。：

王肅諸本、皆作「爲言」。定本作「僞言」。

〔釋文〕「爲言」于僞反。或如字。下文皆同。本或作「僞」字非。

例文32の「人之爲言」は、「爲」を去声に読んで、「人の爲に言うは」と読むことができる。實際、箋では「人の爲に善言を爲し」と読んでいる。しかし、疏では同じく去声に読むが、「人の詐僞の言」と解釈している。もし、平声で読んだとしたら、「人の言を爲すや」と読めるであろう。次の例も同様である。

33 『左傳』成公九年傳（二六、二七、裏、三）

爲將改立君者、而紓晉使。

〔注〕「紓」、緩也。勿亟遣使請晉、示欲更立君。

『釋文』「爲將」並如字。或于僞反、非也。本或作「僞將也」。

（四）その他

（一）から（三）までは、構文上・語彙上の問題であったが、その他に個々の問題を持った例文も存在する。

34 『左傳』昭公四年傳（四二、三二、裏、八）

叔孫爲孟鍾曰、爾未際（注16）。

〔注〕「際」、接也。孟未與諸大夫相接見。

〔疏〕孟丙未與大夫交接、故爲之作鍾。

〔釋文〕「爲孟鍾」于僞反。又如字。

經文の「爲孟鍾」は孟丙の鍾を造つたと解釈すれば、「孟の鍾を爲る」と読むことができる。あるいは、孟丙のために鍾を造つたと解釈すれば、「孟の爲に鍾つくる」と読むこともできる。「疏」では、「之（孟丙）の爲に鍾を作る」と言い、「爲」字を去声で解釈している。この様な個々の問題を持った例文もある。

おわりに

以上の分析から、『經典釈文』に見える「爲」字音

義の平声・去声の両音併記は、以下の三つの理由からであることが分かる。

(一) 解釈の決定が一義的には困難であり、去声・平声のいずれにも解釈することができる場合。

(二) 熟語の発音に関係し、その熟語をいずれの発音で読むかという問題を有する場合。

(三) 「爲」字を、そのままの形で解釈するか、「僞」字の仮借として解釈するかという問題を有する場合。

(注1) 「經典釈文の綜合研究報告」(『日本大学人文

科学研究所研究紀要』第十五号・一九七三年)

所収・坂井健一序文によれば、陸徳明は五四九年から五六二年の間に出生し、六三〇年前後に卒した。

(注2) 本稿では主として通志堂経解本を用い、以下の諸書を参照した。

陸徳明『經典釈文』(通志堂経解本)(中華書

局・一九八三年)

陸徳明『經典釈文』(抱経堂叢書本)(『叢書

集成新編』・新文豊出版・一九八四年序)

陸徳明『經典釈文』(北京図書館所蔵 宋刻宋

元遞修本)(上海古籍出版社・一九八五年)

盧文弨『經典釈文考証』(抱経堂叢書本)(『叢

書集成新編』・新文豊出版・一九八四年序)

黄焯『經典釈文彙校』(中華書局・一九八〇年)

(注3) 吳承仕『經典釈文序録疏証』(中華書局・呉檢

斎遺書・一九八四年)。

(注4) 黄坤堯『經典釈文動詞異読新探』(台湾学生書

局・中国語文叢刊・一九九二年)

(注5) 陳彭年『広韻』(澤存堂本)(藝文印書館・一

九九一年七版)

(注6) 賈昌朝『羣經音辨』卷六「辨字音清濁」(『四

部叢刊統編』所収)

(注7) 周祖謨「四声別義釈例」(『問学集』上册・中

華書局・一九六六年・八十四頁)。

(注8) 『經典釈文』には、多くの音韻学的研究がある。

本稿では音韻の問題については暫く論じない。

(注9) 深津胤房『萃字通編經典釈文』(油印・一九七

八年)及び潘重規『經典釈文韻編索引』(国字

整理小組・一九八三年序)を活用した。ただし、一つの見出しの中に「下同。」や「注同。」のように、複数の音義を記している場合は、それらを計算に入れていない。

(注10)『十三經注疏』は嘉慶二十年南昌府学刊阮元本(中文出版社影印)を用いた。括弧内は、阮元本の巻数、葉数、表／裏、行数(割注細字の右／左)である。以下同じ。

(注11)「」内は『經典釈文』の見出しには無いが、例文を理解するために原文から補った文字である。以下同じ。

(注12)「校勘記」に「石經岳本閩監毛本同。『釋文』「擊」馬鄭作「繫」。古本「禦」上有「用」字。注同。」と言う。

(注13)「校勘記」に「岳本閩監毛本同。『釋文』「禦」、本又作「衛」と言う。

(注14)北京図書館本は、「同」字を「目」字に作っている。

(注15)『莊子』は『諸子集成』(上海書店・一九八六年影印世界書局本)所収の郭慶藩『莊子集釋』を用いた。括弧内の数字はその頁数である。

(注16)「校勘記」に「宋本岳本「鍾」作「鐘」、與石經合。正義及下注同。」と言う。

「付記」本稿は、市川国際奨学財団の研究助成金による「中国における「百科全書」の総合的研究」の研究成果の一部である。